

論文の和文要旨

論文題目	近代中国におけるキリスト教伝道 「反発」と「受容」の諸相
氏名	渡辺 祐子

本稿は、1807年に始まり間もなく200年になろうとしている「プロテスタント伝道史」の中でも、アヘン戦争前後から、中国人キリスト者が外国人伝道からの自立を志向しはじめる1910年代後半までを対象に、プロテスタント宣教師の言説と活動、そしてそれらに対する中国人の「反発」と「受容」を通して、近代中国におけるキリスト教伝道の意味を考えることを目的としている。

まず第一部においては、プロテスタント伝道と反キリスト教闘争(=教案)の関わりについて考察した。アロー号戦争の末1860年に批准された天津・北京条約は、宣教師の内地伝道権、宣教師と信徒の安全を確保する保護享有権、宣教師の不動産取得権(対仏条約のみ)を認めたため、条約の発効と同時に、宣教師たちは条約港以外の内陸部で公然と伝道活動を行い、住宅や教会堂のための不動産を取得するようになった。国家間で結ばれた条約によって保護されるという特異な状況の下宣教師の宗教活動が始まると、この動きに呼応するように各地で教案が頻発し、それらはしばしば外交問題化した。第一部第一章(宣教師と「不平等条約」)は、そうした教案の背景をなした不平等条約、とりわけその中に規定されたキリスト教伝道に便宜を与える特権条項の成立に宣教師がどのように関わったの

かを論じたものである。在華宣教師が不平等特権の恩恵のもと伝道活動に従事していた事実は、帝国主義と中国伝道の結びつきの象徴として繰り返し語られてきた。だがその関わりの具体的内実は、意外にも検討されることのないまま、イメージだけが肥大化し、しばしば極端な政治的メッセージとして用いられることも多々あった。本章の考察を通して指摘できることは、宣教師が不平等特権の確立に大きく関与したことは紛れもない事実であるが、イギリス政府はもとより、宣教師を通訳官に据えていたアメリカ政府も、本国の対清政策の穏健路線への転換と相まって、内地伝道権の挿入には否定的であり、帝国主義がキリスト教を利用して中国侵略を図ったというイメージはここには当てはまらないということ、むしろ、「国籍を天に持つ」はずの宣教師の側に国家依存的体質が認められることである。異教徒の救済という使命完遂の前に立ちはだかる障碍を外交上の特権を用いて排除することは、宣教師にとって至極当然の権利であったのである。

第二章では、上で検討した不平等特権が深く関わる教案の具体的な事例として、1868年に起きた揚州教案に注目した。この教案が注目に値するのは次の3つの理由によっている。まず、揚州教案はイギリスが当事者となった最大規模の教案であり、外交問題化し、砲艦外交によって解決されたという点、揚州住民の攻撃対象となった内地会宣教師ハドソン・テイラーは、本格的な伝道活動を始めないうちに、近くのカトリック教会への民衆の疑念と反感が波及したために大きな被害を受けていたのであり、宣教師の強引な内地居住を教案の原因とする短絡的な因果関係では説明がつかないという点、そしてこの教案がイギリスの外交政策と宣教師政策に大きな影響を与えたという点である。

テイラーらが揚州に転居して間もなく感じ取った在地知識人を中心とする反キリスト教の不穏な動きは、孤児院を経営するカトリック教会を巡って流された噂に端を発していた。本章では、まずハドソン・テイラーの伝道観と内地会の特色について論じた後、教案の原因を考えるために、彼ら知識人が影響を受けていたに相違ない当時の代表的破邪論『辟邪紀実』や揚州近辺で盛んに撒かれていたビラの中身を検討し、彼らの反感の底には、中国の伝統的秩序が孤児院に見られるキリスト教の救済システムによって切り崩されることへの恐れがあったと結論付けた。さらに、教案の事実経過を追った後、砲艦外交による解決が、イギリス外交の穏健路線転換によって本国政府から批判を浴び、それがそのままイギリス国内における激しい宣教師たたきに結びついたために、イギリスの伝道会は内地居住はもちろんのこと、内地伝道の自粛にさえ迫られることになった過程を詳述し、帝国主義とキリスト教の関係を多面的にとらえる必要があることを主張した。と同時に、イギリ

ス政府の批判をかわすために宣教師たちが用いた「キリスト教伝道による文明化」の言説に着目し、政治的、経済的、宗教的利益は共有せずとも、「文明化の使命」によって両者が結びついていることを示唆した。

宣教師たちの語ることばが聞き入れられないばかりか、彼らが暴力を伴う「反発」に曝された原因を、「不平等特権」の享受と関連付けながら論じた第一部を受けて、第二部においては、「反応」のもうひとつの側面である「受容」に焦点を合わせ、その事例として太平天国の宗教、そして宣教師たちが純粋な伝道と並行して、キリスト教を中国に根付かせるために行ったキリスト教高等教育を取り上げた。

第二部第三章（キリスト教伝道と太平天国）は、太平天国の宗教＝拝上帝教が、どのようにしてキリスト教に接し、キリスト教の教義を取り入れたのか（受容したのか）を、太平天国の領袖洪秀全とアメリカ人宣教師ロバーツの関係と、宣教師ギョツラフが1844年に創設し、客家伝道を行った伝道団体「漢会」と拝上帝会会員の関係のふたつの方向から考察した。洪秀全が1847年広州のロバーツのもとで数ヶ月キリスト教を学んだことはすでによく知られているが、本章はロバーツの広州伝道の中に洪秀全の訪問を位置づけるという、従来の研究にはなかった新しい視点を取り入れた。さらに洪秀全がロバーツから学んだキリスト教の知識を拝上帝会、そして太平天国に導入する過程で、どのように再解釈したのかを「受容」の実例として考察した。また太平天国へのキリスト教流入は、洪秀全を唯一の窓口としていたのではなく、「漢会」から拝上帝会会員へというもうひとつのルートがあったことを推測した。「漢会」による伝道が客家を多数擁する拝上帝会会員を対象としていた可能性が極めて高いからである。加えて、太平天国がキリスト教から受けた影響のみならず、キリスト教伝道が太平天国から受けた影響に着目し、正統的キリスト教によって破壊性と逸脱性ばかりが指摘されてきた太平天国が、実は今日の客家教会につながっていること、キリスト教伝道史に太平天国を積極的に位置づける必要があることを主張した。

第二部第四章は、一転、近代中国におけるキリスト教教育を論じている。近代中国におけるキリスト教教育に関する従来の研究の多くは、民国期、それも1920年代に集中する傾向にあり、清末から民初にかけてキリスト教教育が清朝や民国とどのような関係にあったかを、キリスト教側の視点から丁寧に拾い上げたものはあまり多くない。本章は特にこの時期のキリスト教高等教育を中心に、いわばキリスト教を「受容」させるための宣教師たちの試みを考察したものである。キリスト教教育はキリスト教に基礎を置く西洋文明を最も効率的に教える場であったが、義和団の頃までは、宣教師の著作に関心は集まっても、

キリスト教学校の学生数は日清戦争後若干の微増があったものの、大きな伸びは見られなかった。宣教師たちは、義和団後近代教育の導入に踏み切った清朝政府に、キリスト教学校を清朝の教育機関として認める（登録する）よう要求したが、清朝はそれに応じなかった。結果的にキリスト教学校は清朝の教育政策に縛られることなく自由な教育活動を展開したが、しかしその後もキリスト教学校は政府による認可を目標に掲げ続けた。折から高まりつつあったエキュメニカル（超教派）運動を背景に、教派を超えた大学連合、連合総合大学の設立を目指したのも、最終的には政府の認可を得て、中国社会への影響力を高めるためであった。さらに、清末において「国民」の創出が図られる中、宣教師たちはキリスト教教育の目的と使命を「伝道者の育成」から「国家に奉仕する愛国的クリスチャン知識人の養成」へとシフトさせ、キリスト教学校が醸し出している「外国色」を払拭し、儒教倫理を教科内容に導入し、キリスト教教育の普及を図ろうとした。しかし彼らの重視する儒教倫理はキリスト教の補完要素でしかなかった。彼らのキリスト教文明の絶対的普遍性への信仰は揺らぐことはなく、それはキリスト教学校の外交上の優位性と表裏をなしていた。民国成立後も宣教師たちは政府による認可を最終目標とし、民国政府の教育政策を注意深く観察しながらキリスト教大学の拡充に努め、その結果キリスト教高等教育事業は著しく進展したかにみえたが、1920年代の反キリスト教運動によって激しい批判と攻撃を受け、彼らが望み続けた認可は、1920年半ばの教育権回収運動によってキリスト教教育が大きく制限される形で実現したのだった。本章では最後に、宣教師たちが「国家」「国民」にコミットし、キリスト教が二つの国家、すなわち清末においては帝国列強、民国期以降は民国そのものの枠を超え得る存在ではなかったこと、そしてその背景にキリスト教的普遍主義の確信、それを根底で支える「文明化の使命」が認められることを指摘した。

おわりに結論として、本研究全体の通奏低音でもあったキリスト教伝道と国家の問題を整理した後、中国伝道を「東アジア」の中に位置づけ、東アジアにおけるキリスト教史関係史、ないし比較史研究を行う「東アジアキリスト教史研究」の構築を展望した。